



○令和2年度事業報告・決算を認定

## 第105回組合会開催

令和3年7月8日(木)  
新潟東映ホテル

# 新建 国保だより

●発行所  
新潟県建築国民健康保険組合  
新潟市中央区川岸町3丁目17-2  
TEL (025) 231-2856  
FAX (025) 231-2936  
ホームページ  
<http://www.kenchiku-kokuho.jp/>  
E-mail  
niigata@kenchiku-kokuho.jp

●発行人  
理事長 佐藤 政己

第110号

### 【掲載内容】

#### 〈組合会内容報告〉 ..... 2～5 頁

- ◆ 理事長挨拶・組合会議事内容
- ◆ 令和元年度歳入歳出決算・年度別単年度収支 等

#### ◆ 感謝状被贈呈者 ..... 6 頁

#### 〈組合員・家族の皆様へ〉 ..... 7～12 頁

- ◆ 郵便物送付に要する日数増加への対応について
- ◆ 組合員現況調査実施報告・令和4年度資格確認調査について
- ◆ 保険証が変わりました
- ◆ 人間ドック等・インフルエンザ予防接種を受けましょう

## 第105回組合会 理事長挨拶

皆様、本日はご苦勞様です。新潟県建築国民健康保険組合第一〇五回組合会の開催にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

令和二年度は、新型コロナウイルスが世界中、日本中、新潟県にも大きな混乱をもたらしました。今年度も同じく新型コロナウイルスが経済をはじめ、各方面に多大な影響を及ぼしています。特に全国的に我々建築屋は、材料が手に入らないとか、価格が高くなっていることで、仕事に混乱をきたしております。新型コロナウイルスの影響で仕事の受注が減らないように、また、皆様の仕事が円滑にいくように願っている次第でございます。

さて、本日は決算組合会ですが、新潟県建築国民健康保険組合の令和二年度の収支は、おかげさまで単年度黒字決算になりました。

これから議案の説明がありますが、昨年は新型コロナウイルスをはじめ、様々な事情がありましたので、赤字にならないければ良いなど考えていましたが、おかげさまで何とか黒字に転換しました。

その要因としては、厚労省から当組合に対して療養給付費や後期高齢者支援金等に対して年間約三十億の補助金が交付されているわけですが、その対象となる医療費等の支出額が予想を下回ったことがあげられます。

しかし、来年は国保の予算もどうなるかわかりません。新型コロナウイルスのワクチンは、来年も接種する可能性が高いと思います。今年のワクチンは、国が費用を全額負担して無料接種となっていますが、来年はどうなるかなと思っています。このことについては役員や事務局

とも相談していますが、今後はインフルエンザ予防接種のように個人負担が発生する可能性もあると予想し、来年度以降の国保の予算の中で補助を検討する必要があると考えています。

なお、今年度の懸案事項の第一番目としては、高齢化の影響で組合員の減少が見込まれていることから、新規加入者を増やすことがあげられます。

第二番目は、新型コロナウイルスの流行長期化の影響で厚労省からの補助金が減額されないかということですが、これから国の予算決めがありますので、全協や五府県協議会等の関係団体と協力して、補助金が減額されないように勉強しながら予算付けをお願いしたいと思っています。

七月二十三日からは東京二〇二〇オリンピックが開催されますが、それに伴う人の移動で新型コロナウイルスの感染者が増えることが心配されます。菅総理大臣もオリンピックをやらないで地獄になるか、やって地獄になるかというのは時の流れで決まることですが、なるべく新型コロナウイルスが蔓延しないことを私も祈っています。早急に新型コロナウイルス感染症の流行が収束して、新潟県の経済が立ち直ることを願っています。

最後に、今後とも組合員の皆様、支部の皆様のご協力を仰ぎながら、国保の運営に当たってまいりたいと思っておりますので、今後とも一層のご協力をお願いいたします。

簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。本当にありがとうございます。

第105回組合会は、令和3年7月8日(木)14時より新潟東映ホテルにおいて開催されました。

永井理事(三条)の司会により、藤田副理事長(上越北)の開会挨拶、物故者に対する黙禱、佐藤理事長(阿賀北)の挨拶後、南議長(新潟)の運営により提出議案を慎重審議した結果、全案件が承認されました。承認可決議案は次のとおりです。

### 議事内容

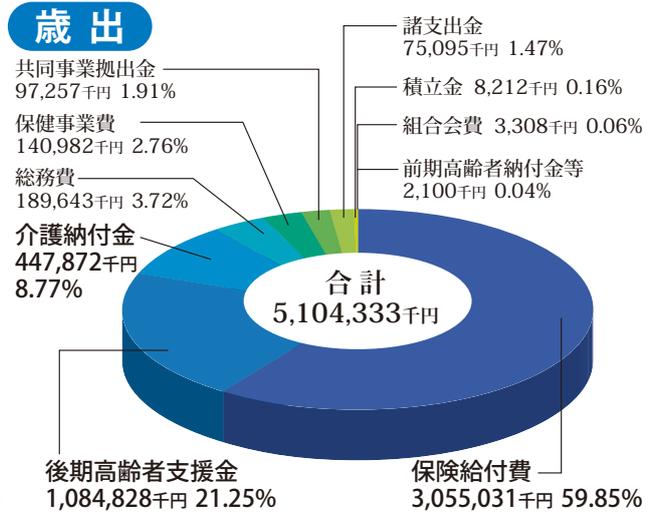
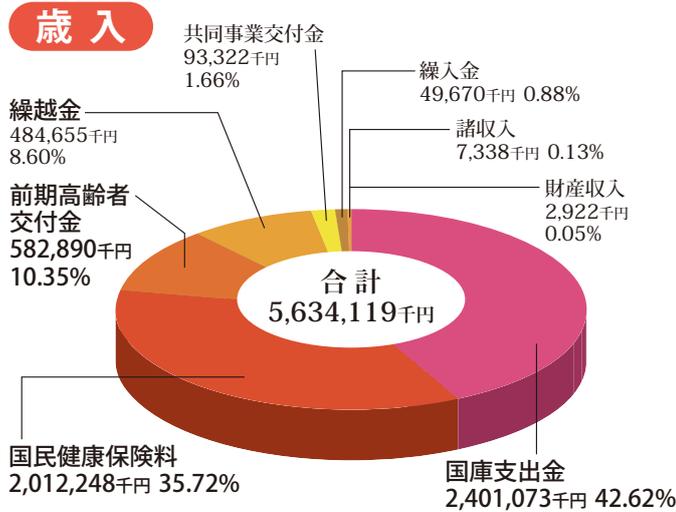
報告第1号	組合会議員の異動報告について
報告第2号	規程等の改正について
議案第1号	令和2年度事業実績の認定について
議案第2号	令和2年度歳入歳出決算の認定について【監査報告】
議案第3号	令和2年度歳入歳出決算剰余金処分の承認について
議案第4号	令和3年度歳入歳出補正予算の承認について



議事終結後、横山理事(岩船)の閉会挨拶の後、組合会を終了いたしました。

# 令和2年度 歳入歳出決算構成

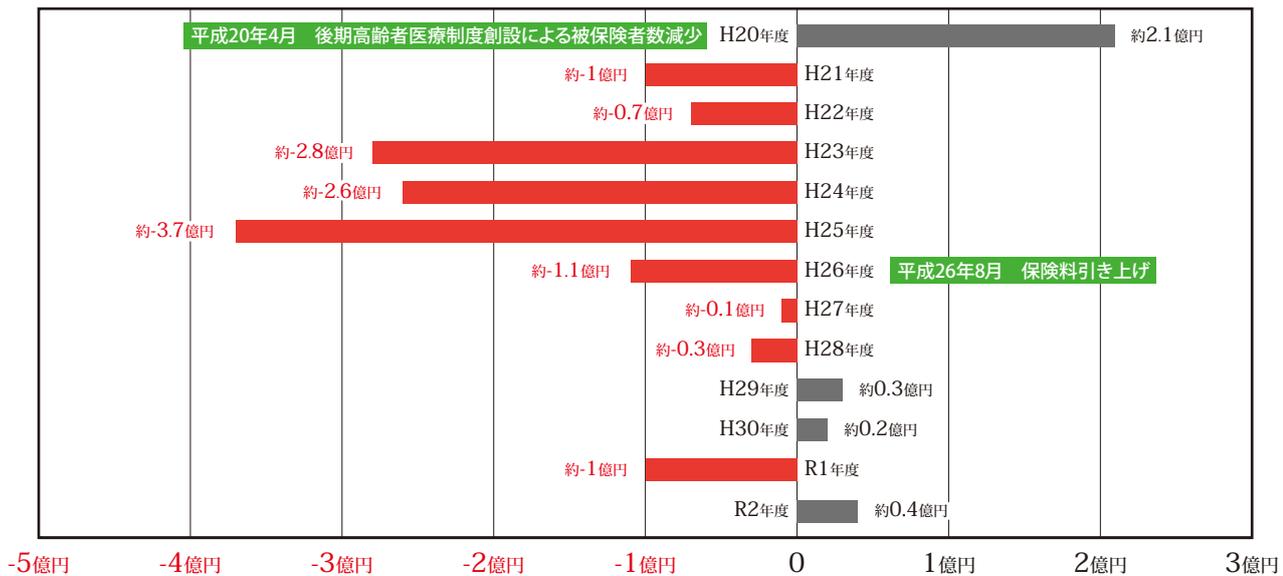
(単位:千円)



歳入歳出差引金額 **529,786千円**

- 歳入は前年度より国庫支出金が約1億2,600万円、前期高齢者交付金が約1億4,400万円増加しました。国庫支出金の増加は、①療養給付費補助金の交付が、交付額の基準となる医療費等の支払いが増えたため前年度より約4,400万円増加したこと、②新型コロナウイルスの影響で、収入が大きく減った組合員世帯へ実施した保険料減免に対する補助金が約7,700万円交付されたことの2点が主な要因です。前期高齢者交付金は、交付額の基準となる65～74歳の被保険者(加入者)の加入率が高くなったため前年度より増加しました。また、前年度より国民健康保険料が約1億1,600万円、繰越金が約9,400万円減少しました。国民健康保険料の大幅な減少には、新型コロナウイルスの影響で収入が大きく減った組合員世帯へ実施した保険料減免分が含まれています。繰越金は、積立金からの繰り入れを行っていないため減少しました。
- 歳出は前年度より保険給付費が約5,700万円増加し、諸支出金が約4,600万円減少しました。今年度は高額療養費の支払が増えたため、保険給付費が増加しています。また、療養給付費等補助金の過剰交付分返還が前年度より少額のため、諸支出金が減少しています。

## 年度別単年度収支



○ 令和2年度の単年度黒字要因

<前年比収入増>

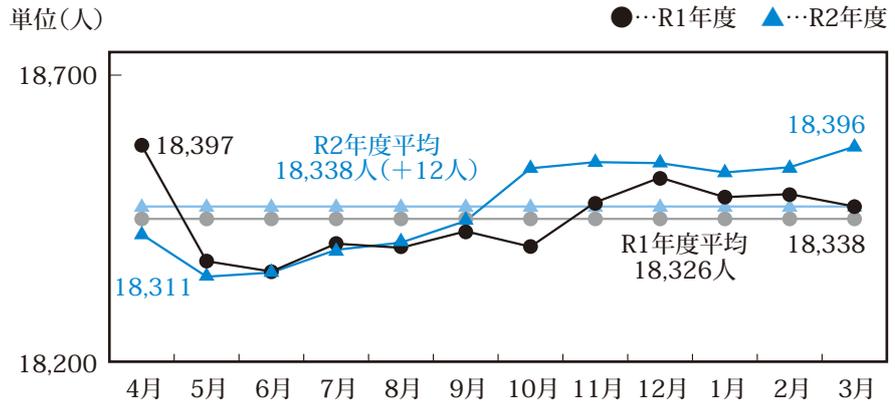
- 国庫支出金(約1億2,600万円)
- 前期高齢者交付金(約1億4,500万円)
- 共同事業交付金(約1,100万円)

<前年比支出減>

- 総務費(約1,000万円)
- 諸支出金(約4,700万円)

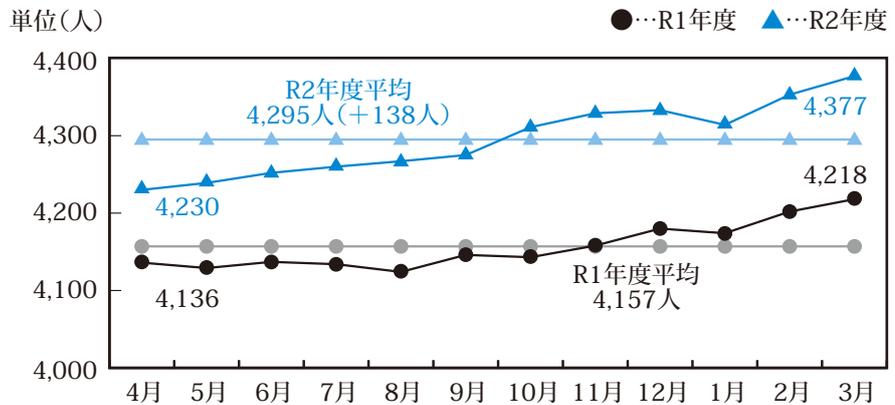
## 組合員・家族数の月別状況

※被保険者数(加入者数)は、平成9年以来、23年ぶりに12人増加しました。内訳は組合員数が110人増加、家族数は98人の減少です。



## 前期高齢者(65~74歳)数の月別状況

※65歳以上前期高齢者は、前年より138名増加しました。加入者の高齢化が益々進展している状況です。



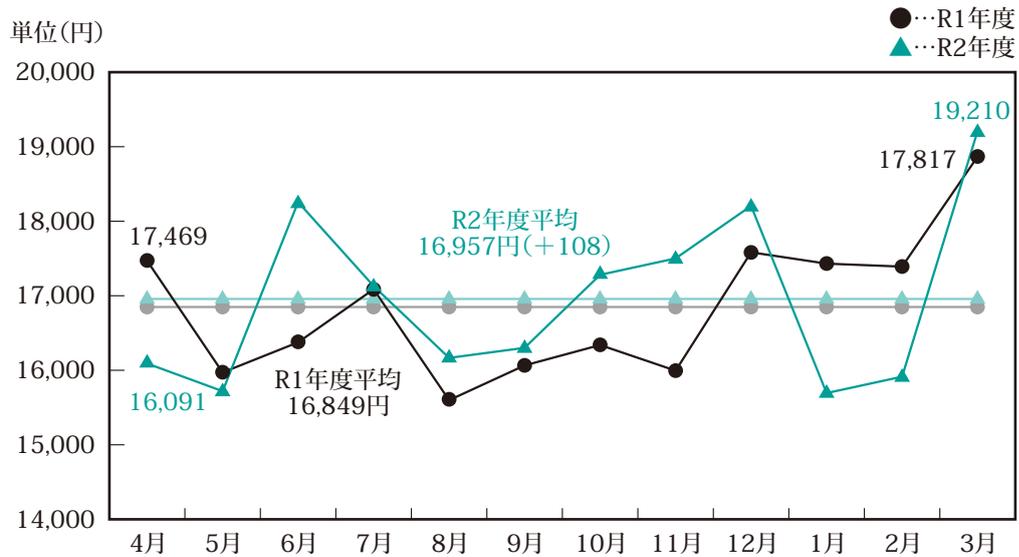
## 支部別被保険者数(令和3年3月末現在)

支部名	組合員	家族	合計	支部名	組合員	家族	合計	支部名	組合員	家族	合計
新 潟	1,199	1,208	2,407	長 岡	457	495	952	上越南	493	451	944
阿賀北	825	882	1,707	三 条	245	280	525	上越北	388	396	784
新 津	222	204	426	加 茂	76	93	169	頸 南	289	280	569
西蒲燕	659	748	1,407	見 附	97	84	181	柿 崎	80	82	162
東 蒲	41	29	70	栃 尾	107	94	201	大 潟	42	51	93
佐 渡	83	119	202	田 上	59	75	134	吉 川	27	21	48
白 根	212	207	419	栄	46	56	102	頸 城	65	79	144
村 上	174	227	401	中之島	51	58	109	板 倉	69	67	136
岩 船	255	274	529	下 田	74	90	164	三 和	87	89	176
五 泉	168	213	381	三 島	54	58	112	糸魚川	226	229	455
亀 田	96	123	219	与 板	31	29	60	能 生	78	79	157
横 越	50	54	104	和 島	38	43	81	名 立	47	42	89
下越計	3,984	4,288	8,272	出雲崎	27	20	47	清 里	54	47	101
				小千谷	133	135	268	上越計	1,945	1,913	3,858
				魚 沼	152	179	331				
				塩 沢	90	93	183				
				六日町	116	120	236				
				大 和	47	56	103				
				十日町	507	487	994				
				川 西	51	59	110				
				津 南	105	115	220				
				柏崎刈羽	351	360	711				
				寺 泊	39	44	83				
				越 路	94	96	190				
中越計	3,047	3,219	6,266								

※全体の半数以上の26支部で被保険者数が増加しています。ご努力に感謝します。

合 計		
組合員	家族	合計
8,976	9,420	18,396

## 被保険者の医療費の状況(月別1人当たり)



※令和2年度の医療費総額は約37億2百万円でした。

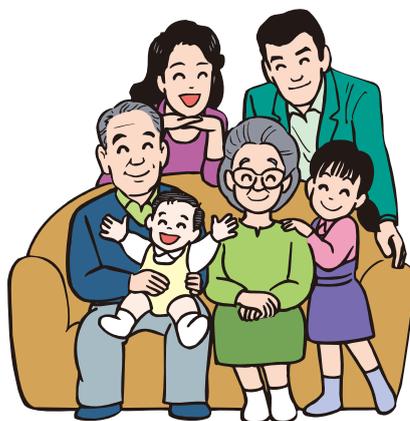
1人当たり1ヶ月医療費は16,957円(108円増加)、1人当たり年間医療費は203,437円(約1,291円増加)でした。

## 令和2年健康優良家庭(者)

(単位:件)

	下越	中越	上越	合計
健康優良家庭	15	19	11	45
健康優良者	220	177	138	535
合計	235	196	149	580

※2020年1月～12月の1年間、1度も医療機関を受診せず健康に過ごされた皆様を表彰し、記念品を贈呈しました。



明るい生活は健康から……今年も元気でお過ごしください。

# 感謝状被贈呈者

(敬称略)

## 表彰規程別表1-1 該当者(3名)

支 部 名	氏 名	在 職 期 間	在 職 年 数
新 潟	山 際 憲 治	H15. 4. 1 ~ R 3. 3.31	18年 0ヶ月
上 越 南	富 永 武 司	H15. 4. 1 ~ R 3. 3.31	18年 0ヶ月
名 立	渡 辺 一 夫	H23. 1. 6 ~ R 3. 1. 5	10年 0ヶ月

表彰規程別表1-1：組合の役員又は組合会議員を10年以上務めた者

## 表彰規程別表1-2 該当者(13名)

支 部 名	氏 名	在 職 期 間	在 職 年 数
新 潟	渡 邊 敏 博	H25. 4. 1 ~ R 3. 3.31	8年 0ヶ月
阿 賀 北	奥 村 汎 万	H29. 4. 1 ~ R 3. 3.31	4年 0ヶ月
西 蒲 燕	本 多 締	H29. 4. 1 ~ R 3. 3.31	4年 0ヶ月
西 蒲 燕	皆 川 俊 彦	H29. 4. 1 ~ R 3. 3.31	4年 0ヶ月
西 蒲 燕	船 山 和 浩	H29. 4. 1 ~ R 3. 3.31	4年 0ヶ月
西 蒲 燕	下 村 高 博	H25. 4. 1 ~ R 3. 3.31	8年 0ヶ月
西 蒲 燕	加 藤 長 英	H29. 4. 1 ~ R 3. 3.31	4年 0ヶ月
岩 船	馬 場 俊	H29. 4. 1 ~ R 3. 3.31	4年 0ヶ月
三 島	長谷川 倫 一	H27. 4. 1 ~ R 3. 3.31	6年 0ヶ月
和 島	小 林 久 史	H27. 4. 1 ~ R 3. 3.31	6年 0ヶ月
小 千 谷	新 野 忠 直	H27. 4. 1 ~ R 3. 3.31	6年 0ヶ月
上 越 北	平 浜 清 行	H29. 4. 1 ~ R 3. 3.31	4年 0ヶ月
大 潟	山 田 彰 一	H29. 2.19 ~ R 3. 3.31	4年 1ヶ月

表彰規程別表1-2：組合の役員又は組合会議員を2期又は4年以上で10年未満勤め退任した者



組合員・家族の皆様へ



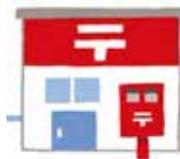
郵便物の配達日数が変更になります

各種お手続きはお早めに！

10月1日より、郵便法改正に伴う「土曜日配達休止」「配達日数の繰り下げ」等により、郵便物送付に要する日数増加が見込まれます。

この影響で、被保険者証や限度額認定証等の交付についても従来より2～3日程度日数を要することとなります。

各種お手続きはお早めをお願いします。



1 土曜日の配達休止

2021年10月2日(土)から、普通扱いとする郵便物およびゆうメールの土曜日配達を休止します。  
※ 特定記録とするものを含まず。

2 お届け日数の繰り下げ

2021年10月から、普通扱いとする郵便物およびゆうメールのお届け日数を、1日程度段階的に繰り下げます。

○現在おおむね17時まで(※1)の  
差し出しで翌日配達の地域宛

引受日	配達曜日	
	現在	見直し後
月	火	水
火	水	木
水	木	金
木	金	月
金	土	月(※2)
土	月	火
日	月	火(※2)

○現在おおむね17時まで(※1)の  
差し出しで翌々日配達の地域宛

引受日	配達曜日	
	現在	見直し後
月	水	木
火	木	金
水	金	月
木	土	月(※2)
金	月	火
土	月	火(※2)
日	火	水

※1 土曜、日曜および休日では、差し出し締切時刻が異なる場合があります。

※2 2021年10月から繰り下げます。なお、その他の曜日は、2022年1月以降、段階的に繰り下げていきます。

## 現況調査を実施しました!

現況調査にご協力いただき、ありがとうございました。  
提出していただいた調査票は全て内容を確認し、変更の回答があった方につきましては、変更処理を行いました。



## 令和4年度は資格確認調査を行います

来年(令和4年度)は、建築国保の加入資格について確認調査を行います。

この調査は、厚生労働省からの通達に基づき実施する調査です。資格の確認に当たっては、客観的な証拠書類(※)の提出をお願いする予定です。

ご多忙のところ大変お手数ではございますが、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

### ※客観的な証拠書類とは

公的機関の発行する証明書类等(一例:建築業許可証・標準報酬決定通知書・確定申告書B等)を基本としますが、合理的に判断できるものであれば、証拠書類として扱います。詳細につきましては、確定次第お知らせいたします。

### 平成24年3月26日付「厚生労働省保険局国民健康保険課長通知」抜粋

国保組合へ加入した後の組合員資格については、定期的に確認を行うこと。なお、定期的な確認とは、2、3年に1回以上実施すること。

また、確認に当たっては、以下の項目について客観的な証拠書類により確認すること。

- ①組合員の住所
- ②組合員が判定基準に定める業務に従事していること。
- ③組合員が健康保険の適用を受けるべき者である場合、組合員の健康保険適用除外承認が適切に行われていること。

## 建築国保組合に加入ができる土木建築業職種一覧表(全44職種及び加入者数)

### 皆さんのまわりに勧誘できる人はいませんか?

令和3年8月末現在

No.	職種	人数	No.	職種	人数	No.	職種	人数
1	建築大工	4,067	16	木工(建築工事のみ)	31	31	機械器具設置工	11
2	型枠大工	152	17	たたみ工	41	32	さく井工	4
3	左官工	287	18	内装工	467	33	しゅんせつ工	0
4	とび工	438	19	表具工(建築工事のみ)	28	34	清掃施設工	2
5	コンクリート工	35	20	屋根葺工	159	35	設計士	247
6	土工	116	21	ガラス工	2	36	測量士	7
7	石工	76	22	塗装工(土木建築工事)	580	37	建築検査員	6
8	レンガ工	2	23	建具工	181	38	外構工	45
9	タイル工	24	24	電気工	264	39	建物サービス工	26
10	ブロック工	3	25	電気通信工	8	40	建設機械運転士	25
11	造園工	37	26	鉄骨工	39	41	現場責任者	75
12	設備工	301	27	溶接工	35	42	作業員	33
13	消防防火設備工	2	28	鉄筋工	44	43	役員事務員	484
14	防水工	87	29	板金工	513	44	その他(営業等)	35
15	製材工	9	30	水道工	30		合計	9,058

※建築国保組合は建築大工だけでなく、土木建築業に従事する様々な職種の方からご加入いただけます。

## 保険証が変わりました!

- ◆ 8月から保険証の色がベージュ色に変わります。
- ◆ 5級組合員には、会員証(白色)を発行しています。
- ◆ 氏名・生年月日・住所などに間違いがないか確かめましょう。
- ◆ 保険証裏面に、臓器提供に関する意思表示欄を設けてありますのでご活用ください。
- ◆ 文字の摩擦や、記載内容に誤りがある場合は再交付いたしますので所属支部へご連絡ください。



## 保険証の有効期限について!

- ◆ この証の有効期限は、令和4年7月31日です。  
ただし、次に該当する方は有効期限が異なります。
- ◆ 75歳になる方…有効期限は75歳の誕生日の前日です。その翌日以降に使用する被保険者証は、後期高齢者医療制度より交付されます。
- ◆ 70歳になる方…有効期限は70歳の誕生日の属する月の月末です(誕生日が月の初日である場合はその前月末)。その翌月以降は負担割合判定後、2割または3割の負担割合を表示した被保険者証兼高齢受給者証を改めて交付いたします。

## 保険証は正しく使いましょう!

- ◆ 記載内容を書き換えたり、書き足したりすると無効になります。
- ◆ 他の方との貸し借りはできません。
- ◆ 健康診断や予防接種、正常な妊娠・出産、美容整形などは、保険証が使えない場合や保険証の使用が制限される場合があります。
- ◆ 第三者行為(交通事故やケンカなど)で建築国保の保険証を使用した場合は、所属支部へご連絡ください。

## 保険証・特定健診受診券の紛失にご注意ください

毎年、保険証を紛失される方がいます。病気やケガで医療機関を受診するときに困らないよう、置き場所を決めて保管してください。盗難等で不正使用されないよう、外出時の保険証紛失には気をつけましょう。

また、特定健診受診券を紛失される方もおられます。受診券は、40歳以上の方が人間ドックや特定健診を受けるときに必ず必要となります。受診券は毎年春に送付されますので、受診日まで大切に保管してください。

【もし紛失してしまったら】所属支部へご連絡ください。(再交付の手続きができます。)



**個人事業所から法人事業所へ業態を変更した場合や、個人事業所で常時使用する従業員が5人以上になった場合は、厚生年金保険へ加入しなければなりません。**

### 【留意事項】

- ・厚生年金保険へ加入するには**健保適用除外の手続き**が必要です。
- ・健保適用除外の手続きは**事実発生から5日以内**にお願いします。
- ・厚生年金保険へ加入しない場合は、**建築国保に継続加入**できません。
- ・法人事業所等が他保険を脱退して**建築国保へ加入**することはできません。  
(法人事業所等…法人事業所及び従業員5人以上の個人事業所)



## ジェネリック医薬品を上手に利用

効能・効果は新薬と同等で、価格は約半分の「ジェネリック医薬品」を上手に利用することで薬代を減らしましょう。

### 薬代の負担が減り、医療費の節減にもつながります

ジェネリック医薬品は、新薬（先発医薬品）の特許が切れたあと、新薬と同じ有効成分であることを条件に承認された薬で「後発医薬品」とも呼ばれています。

新薬に比べて大幅に開発費が抑えられるため、価格が安く、慢性疾患等で長期の服薬が必要なときこそ節約効果が大きくなります。

#### 安全性は大丈夫？

新薬と代替可能な医薬品であることを審査し、厚生労働大臣が承認したものだけが、ジェネリック医薬品として供給されています。新薬と異なる添加剤を使用する場合も、有効性・安全性の確認が行われています。

### 医師・薬剤師に相談を

ジェネリック医薬品への切り替えについては、処方せんの後発医薬品への「変更不可」欄に印がなければ切り替え可能です。薬局の窓口で薬剤師に切り替え希望の旨を伝えましょう。ただし、すべての薬にジェネリック医薬品があるわけではなく、もともと安価な新薬の場合は逆に高くなることもあります。薬剤師とよく相談をしてください。“お試し”として「分割調剤」を利用することもできます。

# インフルエンザ予防接種 を受けましょう



手洗い



マスク



うがい

10月1日の接種から、令和3年度のインフルエンザ予防接種補助を行います。  
予防接種を受ける際には、事前に医療機関等へお問い合わせください。

## インフルエンザ予防接種補助要件

補助対象者	建築国保に加入の方	
接種期間	令和3年10月1日～令和4年3月31日	
補助額	65歳未満の人	2,200円 限度
	65歳以上の人	1,650円 限度
	※市町村によって接種費用の一部補助があります。詳しくはお住いの市町村にご確認ください。 ※接種日時点の年齢により補助額が変わります。	
補助回数	期間内1回(13歳未満2回)	
実施機関	委託医療機関・一部健診機関等	
申請手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種後、領収書を添えて所属の支部で申請手続きを行ってください。</li> <li>・本部で申請受理後、後日支部経由で補助金が支給されます。</li> </ul>	

**65歳以上の方への注意点** できるだけ、お住いの市町村が指定する委託医療機関等で予防接種を受けてください。  
なお、市町村が指定する委託医療機関等以外で受けられた場合に、市町村からの補助が受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。詳しくは、お住いの市町村にあらかじめお問い合わせください。

## 人間ドック・特定健診・特定保健指導を受けましょう!

人間ドック  
ファミリー  
健診  
オプション  
検診

建築国保の加入期間が8ヶ月以上 かつ  
受診日の時点で**25歳以上**の方が対象になります!

【補助内容】  
人間ドック・ファミリー健診…健診費用の7割(どちらかの受診に対して年度内1回につき補助限度額2万円)  
オプション検診…検診費用の7割(年度内の補助限度額2万円)  
※平成30年度より、新たに「脳ドック」が補助の対象に加われました。  
オプション検診と同様の扱いで、限度額4万5千円となります。



特定健診等

**特定健診と特定保健指導の自己負担額は無料(年度内1回)です!**  
※ただし、本人の希望で実施する「詳細項目」等の検査については、自己負担が発生する場合がありますのでご注意ください。

【補助対象】  
40歳から74歳の方(年度内に40歳となる方も対象です)  
※受診時は保険証と特定健診受診券(ピンク色)をお持ちください。  
※特定保健指導は、特定健診の結果、対象となった方が受けるものです。



赤い封筒が目印です!



# 感染症対策へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

## ①手洗い

### 正しい手の洗い方

手洗いの前に  
・爪は短く切っておきましょう  
・時計や指輪を外しておきましょう



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこずります。



手の甲をのばすようにこずります。



指先・爪の間を念入りにこずります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗います。



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

## ②咳エチケット

### 3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まる場所でやる



何もせずに咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを手でかさえる



マスクを着用する(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

### 正しいマスクの着用



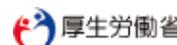
1 鼻と口の両方を確実に覆う



2 ゴムひもを耳にかける



3 隙間がないよう鼻まで覆う



厚生労働省



厚労省 検索